



個人情報保護委員会

令和3年改正個人情報保護法について

令和4年1月26日
個人情報保護委員会事務局

令和2年改正法と令和3年改正法

令和2年改正法

令和4年4月全面施行

いわゆる3年ごと見直し規定に基づく改正

個人の権利利益の保護と活用の強化、越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応、AI・ビッグデータ時代への対応等

- ✓ 利用停止・消去等の拡充、漏えい等の報告・本人通知
- ✓ 不適正利用の禁止
- ✓ 仮名加工情報の創設、個人関連情報の第三者提供制限
- ✓ 越境移転に係る情報提供の充実 等

令和3年改正法

令和4年4月一部施行
(地方部分は令和5年春頃施行) ※

デジタル社会形成整備法に基づく改正

官民を通じた個人情報保護制度の見直し（官民一元化）

- ✓ 官民を通じた個人情報の保護と活用の強化
- ✓ 医療分野・学術分野における規制の統一
- ✓ 学術研究に係る適用除外規定の見直し 等

※令和4年4月1日以降は、令和3年改正法による各規定が適用。本資料中の条文番号は、同法のうち令和4年4月1日施行関係（デジタル社会形成整備法第50条による国の行政機関、独立行政法人、学術研究機関等関係）を記載。なお、同第51条による地方公共団体等関係は令和5年春頃施行予定。

令和3年改正法の背景

1. 今般、新たに「デジタル庁」を創設し、国や地方のデジタル業務改革を強力に推進していく方針。これに伴い、公的部門で取り扱うデータの質的・量的な増大が不可避。

⇒ 個人情報等の適正な取扱いに万全を期すため、独立規制機関である個人情報保護委員会が、公的部門を含め、一元的に監視監督する体制の確立が必要。

2. デジタル社会の進展や個人情報の有用性の高まりを背景として、官民や地域の枠を超えたデータ利活用が活発化。

⇒ データ利活用の支障となり得る現行法制の不均衡・不整合を是正する必要。

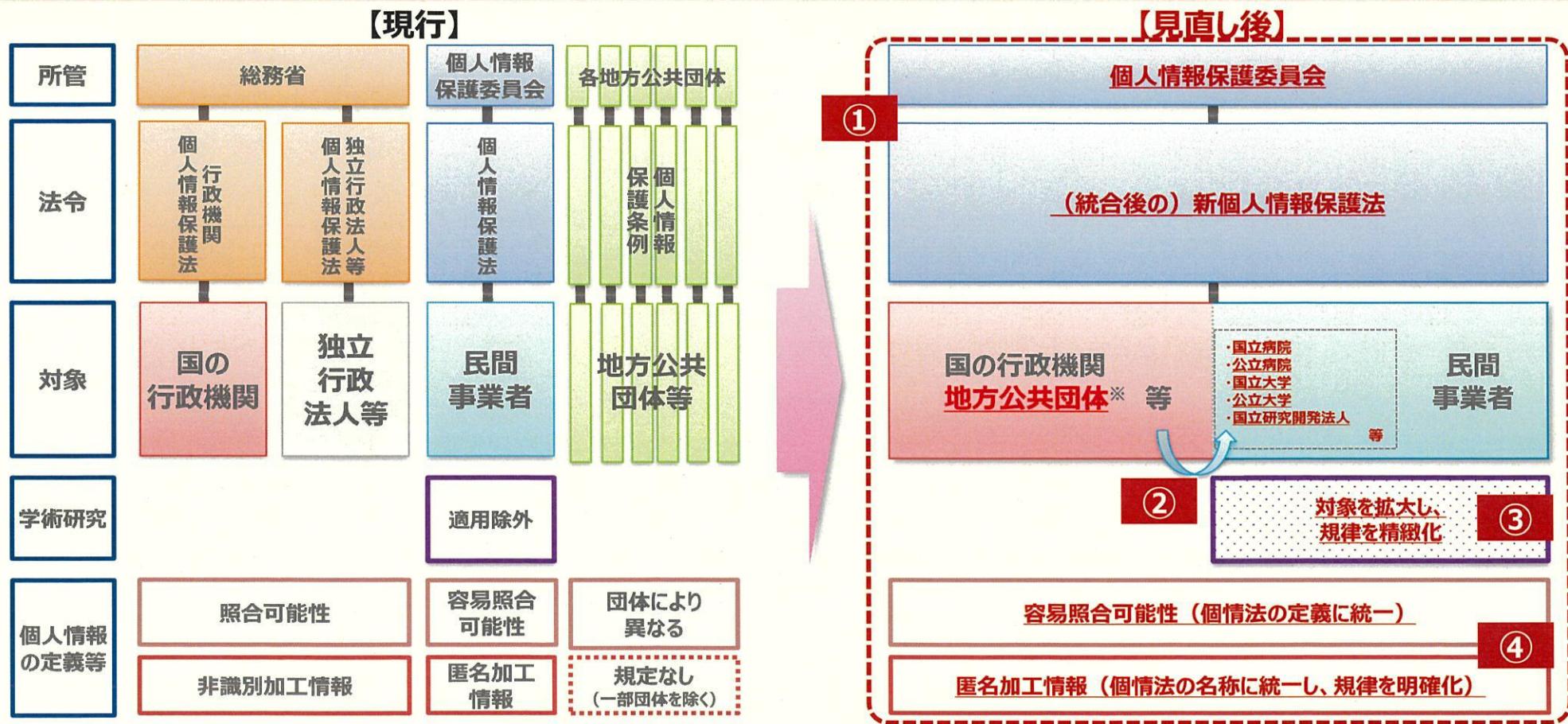
<不均衡・不整合の例>

- ・民間部門と公的部門で「個人情報」の定義が異なる。
- ・国立病院、民間病院、公立病院で、データ流通に関する法律上のルールが異なる。
- ・国立大学と私立大学で学術研究に係る例外規定のあり方が異なる。
- ・地方公共団体間で個人情報保護条例の規定やその運用が異なる（いわゆる「2000個問題」）

3. 国境を超えたデータ流通の増加を踏まえ、GDPR十分性認定への対応を始めとする国際的な制度調和を図る必要性が一層向上。

令和3年改正法の概要①

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、**地方公共団体の個人情報保護制度**についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、**国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用**。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、**学術研究に係る適用除外規定**について、一律の適用除外ではなく、**統合後の法律を適用し、義務ごとの例外規定として精緻化**。
- ④ **個人情報の定義等を国・民間・地方で統一**するとともに、行政機関等での**匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化**。



令和3年改正法の概要②

<地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの>

1 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立

※ いわゆる「2000個問題」

- ①団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること
- ②条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること等への問題提起がなされている

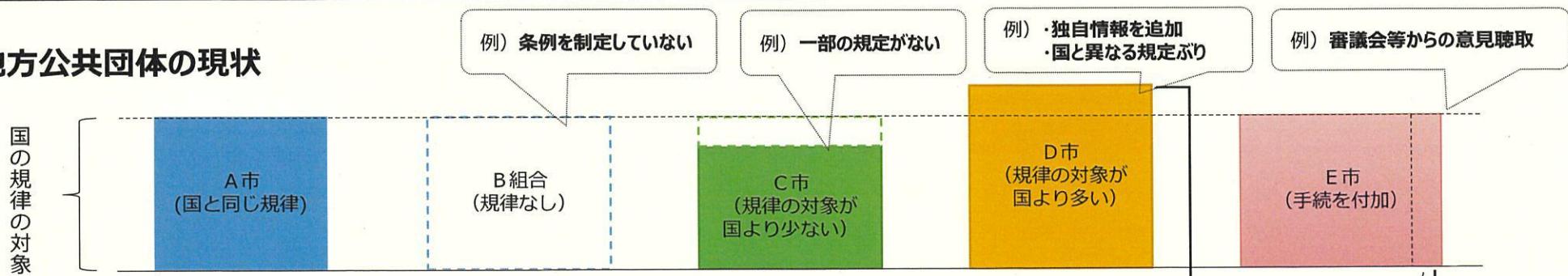
2 個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合

- 例) EUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定
- ・G20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）

<改正の方向性>

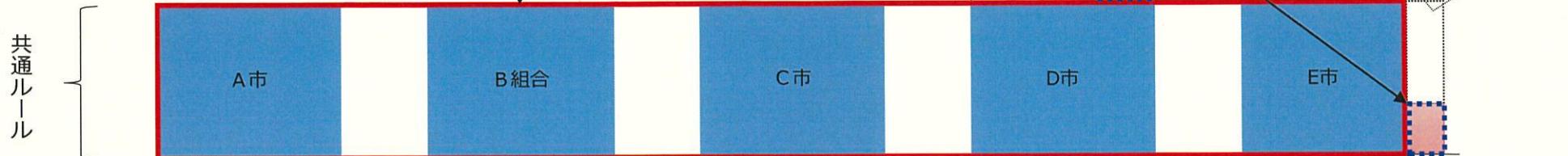
- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定
- 法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定
- その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容 ⇒条例を個人情報保護委員会に届出
例) ・「条例要配慮個人情報」として保護する情報を規定
・個人情報の適切な取扱いを確保するため、特に必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続を規定

○ 地方公共団体の現状



○ 共通ルール化後

共通ルールの設定※

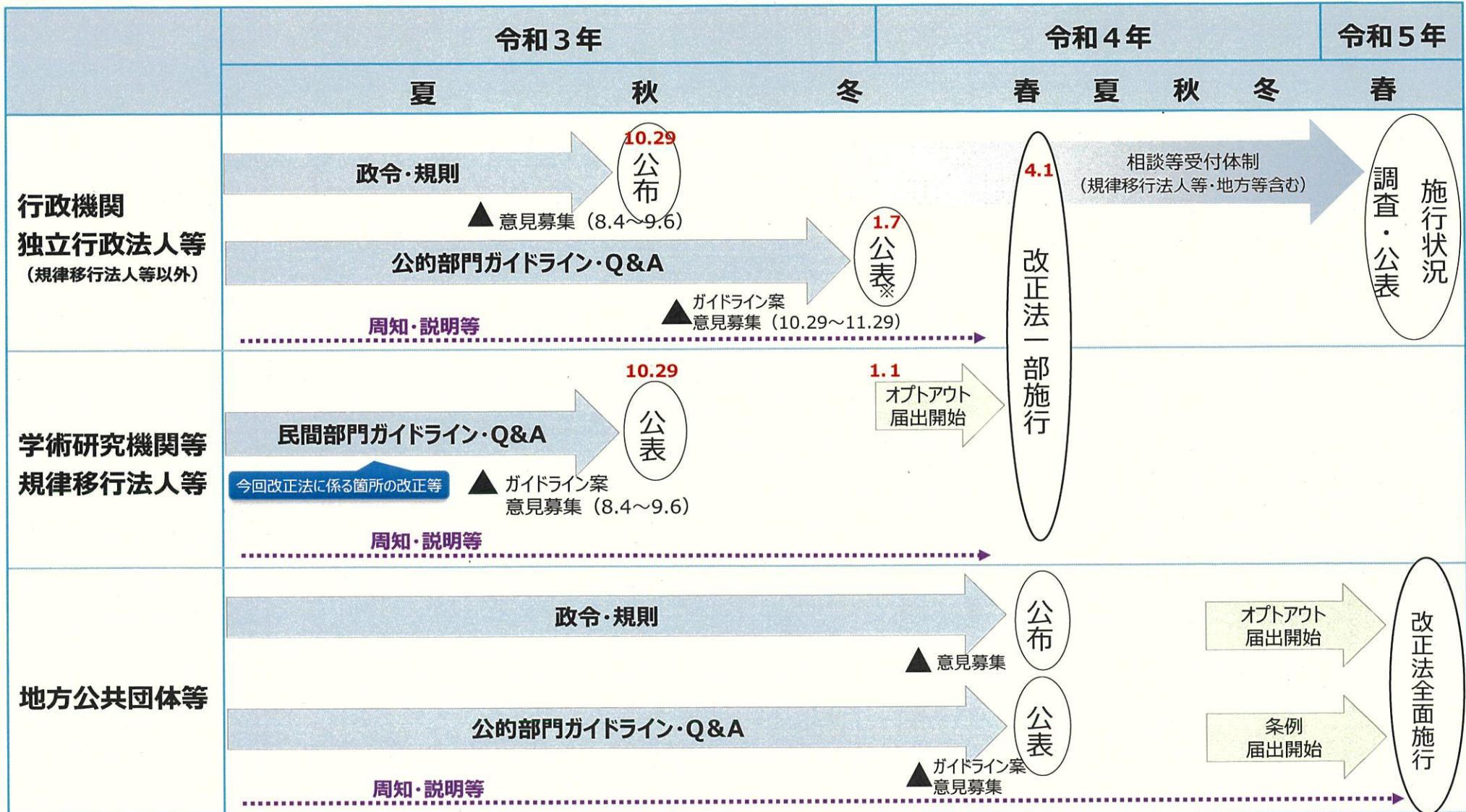


※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。

※審議会等の役割は、個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度の在り方に関する調査審議に主な役割が移行。

令和3年改正法に関するスケジュール

以下は現時点での大まかな見込みであり、今後の状況によって変わり得る



※ ガイドライン（行政機関等編）を公表。今後、「事務対応ガイド」及び「Q & A」を公表予定。

注：令和2年改正法は令和4年4月1日に全面施行予定。同法及び令和3年改正法の施行に向け、「個人情報の保護に関する基本方針」も変更予定。5

骨子①：法体系の統合・一本化

(従来)

- 3法：国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者
- 条例：地方公共団体、地方独立行政法人

(改正後)

- 個人情報保護法に統合・一本化、個人情報保護委員会が監視監督
- 改正後の法律は、地方公共団体の機関・地方独立行政法人にも
直接適用

※ 議会については適用除外。

※ 既存条例については、改廃の検討が必要。改正後の法律が直接適用されるため、条例に重複する規定を存置し、又は新たに整備する必要は無い。

骨子②：公的部門の規律統一

- ・ 国の行政機関
- ・ 独立行政法人等
- ・ 地方公共団体の機関
- ・ 地方独立行政法人



現行の国の行政機関の規律 +α

骨子③：公的部門の規律見直し

新たな保護に関するルールの導入

➤ 令和2年個人情報保護法改正（民間部門）の反映

- ・ 仮名加工情報の取扱いに係る義務
- ・ 個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求
- ・ 不適正利用・取得の禁止
- ・ 外国にある第三者への提供制限

➤ 規律の明確化、民間部門の規律との均衡

- ・ 任意代理人による開示等請求
- ・ 再委託・派遣労働者に係る規律の明記

骨子④：病院・大学・研究機関の規律統一

病院・大学・研究機関全体の規律見直しの一環として、
国公立の病院・大学・研究機関の規律も下記のとおり変化。

(従来)

- 同種の業務にも関わらず規律の不均衡
 - ✓ 民間カウンターパートとの共同プロジェクト

(改正後)

- 改正後の個人情報保護法では、民間部門の規律に移行・一本化。
※ただし、開示請求等に係る制度など、一部の公的部門の規律が適用。